

2021年1月14日

## 新型コロナウイルス感染症に関する我が国及び米国による新たな措置

(ポイント)

- 1月14日午前0時(日本時間)以降に日本へ入国する全ての渡航者(日本人も含む)に対して、当面の間、入国時に、①14日間の公共交通機関不使用、②14日間の自宅又は宿泊施設での待機、③位置情報の保存、④保健所等から位置情報を求められた場合には応ずること等について誓約を求められます。
- 日本入国に際し、空港の検疫所において提出が求められる検査証明に対応している当館管轄内の医療機関の情報を以下2に掲載しています。
- 米国疾病予防管理センター(CDC)は、海外から空路で米国に入国する全ての渡航者に対して、1月26日からチェックインの際に航空会社に新型コロナウイルスの検査証明の提示を義務づけることとしました。

(本文)

### 1 新型コロナウイルス感染症に関する我が国による新たな水際対策措置

13日、日本において新たな水際対策措置が決定されました。本件措置の主な点は以下のとおりです。(注:(1)及び(2)についてはこれまでにご案内している内容と同一です。)

(1)すべての入国者は、出国前72時間以内の検査証明の提出が求められ、日本入国時の検査が実施されます。

(2)検査証明を提出できない者に対しては、検疫所長の指定する場所での待機が求められます。その上で、入国後3日目において、改めて検査を行い、陰性と判定された者については、位置情報の保存等(接触確認アプリのダウンロード及び位置情報の記録)について誓約を求めるとともに、検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の自宅等での待機を求めます。

(3)1月14日午前0時(日本時間)以降に入国するすべての者に対して、当分の間、入国時に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について(別段の防疫上の措置を取ることとしている場合はそれらの事項について)誓約を求めるとともに、誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象にされ得ます。

(4)日本人については、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ます。

(5)在留資格保持者については、氏名、国籍や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るとともに、出入国管理及び難民認定法の規定に基づく在留資格取消手続及び退去強制手続対象となり得ます。

(6)誓約書を提出しない者に対しては、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設に限る。)で14日間待機することが要請されます。

本件措置について、別途外務省から1月13日付のメールで以下のとおり広域情報が発出されています。厚生労働省の関連サイトと併せて、関連情報が記載されていますので、以下のリンク先よりご確認ください。

【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（検疫強化対象国・地域の追加）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C011.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C011.html)

【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（7）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C010.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C010.html)

【広域情報】新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（6）

[https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo\\_2021C009.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C009.html)

厚生労働省の関連サイト

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

## 2 日本の検疫が求めている検査証明に対応している医療機関の情報（参考）

以下の医療機関のリストは当館において1月14日現在、日本の検疫が指定する検査法に基づいて検査証明を発行できることを確認した医療機関のリストです。検査を希望される場合には、下記の留意事項についてご注意いただいた上で各医療機関に相談ください。なお、各医療機関では都合により検査を希望されても受付できない場合もあり得ますので、申し添えます。

### 【留意事項】

- ・以下の医療機関のリストは当館が指定・斡旋する医療機関を意味するものではありません。参考情報として提供するものです。
- ・新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、検査については時間を要する傾向にあり、各医療機関では72時間内に検査結果を出すことについては保証していません。
- ・診療・検査は有料です。（保険適用の対象となるか否かについては各保険会社に事前にご確認ください。）
- ・医療機関によっては事前に所定フォームの送付が求められます。

### （1）ミシガン州

MedExpress Urgent Care (Battle Creek/West Michigan area)

25 East Columbia Ave.

Battle Creek, MI 49015

269-964-4751

<https://www.medexpress.com/location/mi/battle-creek/bch/>

Olive Labs (Detroit/Oakland County area)  
150 Livernois Street  
Ferndale, MI 48220  
248-733-3550

TACKL Health (Gerald Ford Airport - Grand Rapids area)  
5500 44th St. SE  
Grand Rapids, MI 49512  
616-816-1820  
<https://www.tacklhealth.com/grr>

Travel Health (Passport Health USA - Detroit/Oakland County area)  
28200 Orchard Lake Road, Suite 107  
Farmington Hills, MI 48334  
248-851-5633  
<https://www.passporthealthusa.com/locations/mi/>

Travel Health (Passport Health USA - Grand Rapids/West Michigan area)  
1550 E. Beltline SE, Suite 125  
Grand Rapids, MI 49506  
616-855-5777  
<https://www.passporthealthusa.com/locations/mi/>

West Michigan COVID Test Center (Grand Rapids/West Michigan area)  
3501 Lake Eastbrook Blvd. SE, Suite 258 Grand Rapids, MI 49546  
616-229-4941  
--or--  
9028 N. Rodgers Ct., Suite E2  
Caledonia, MI 49316  
616-229-4940

(2) オハイオ州

Circle Health Services (The Centers for Families & Children - Cleveland area)  
4500 Euclid Avenue  
Cleveland, OH 44103

216-325-9355

<https://thecentersohio.org/covid-19/>

Kuraoka Clinic (Dublin/Columbus area)

5100 Bradenton Avenue, Suite A

Dublin, OH 43017

Phone: 614-766-5500

<http://www.kuraokaclinic.com/>

Scioto Urgent Care (Columbus area)

4760 Sawmill Road

Columbus, OH 43235

614-789-9464

<https://www.sciotourgentcare.com/>

TACKL Health (Hopkins Airport - Cleveland area)

5300 Riverside Drive

Cleveland, OH 44135

216-677-0366

<https://www.tacklhealth.com/cle>

The Little Clinic (Toledo area)

4925 Jackman Road

Toledo, OH 43613

419-473-1715

[https://www.thelittleclinic.com/clinic-details/854/00211?cid=loc\\_85400211tlc\\_gmb](https://www.thelittleclinic.com/clinic-details/854/00211?cid=loc_85400211tlc_gmb)

### 3 米国CDCによる米国に入国する者に対する事前の検査証明取得について

12日、米国疾病予防管理センター（CDC）は、新型コロナウイルスの変異種の拡大防止等の観点から、海外から空路で米国に入国するすべての者に対して、1月26日から以下のとおり新型コロナウイルスの検査証明の提示を義務づけました。日本に一時帰国される際にはご注意ください。

発効日：1月26日（火）

旅行者（注）は米国行きフライトの出発3日以内にウイルス検査（Viral Test）を受け、検査結果を書面又は電子情報（Electronic Copy）で航空会社に提示する。また、感染者については回復したことを証明する書類を提示する。

航空会社では乗客を搭乗させる前に、検査結果が陰性（Negative）であること（感染者については回復していること）を書類で確認しなければならない。

（４）航空会社は、乗客が陰性の検査証明（感染者については回復していることを証明する書類）を提示しない場合や検査を受けていないことを確認した場合には、搭乗を拒否しなければならない。

CDCでは、米国渡航前に実施する検査に加えて、到着後3～5日後に検査を受けた上で、旅行後7日間は自宅待機（stay home）するよう推奨している（到着後検査を受けない場合は10日間）。

CDCの関連サイト

<https://www.cdc.gov/media/releases/2021/s0112-negative-covid-19-air-passengers.html>

<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/testing-air-travel.html>

新型コロナウイルスに関する情報については、領事メールやHP等を通じてお知らせするように努めていますが、感染状況を踏まえて情報が随時更新等されていることから、定期的にご自身でも情報を確認されることをお勧めいたします。

【在デトロイト日本国総領事館】

住所：400 Renaissance Center, Ste. 1600 Detroit, MI 48243-1604

電話：(313) 567-0120（代表）

メールアドレス：[seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp](mailto:seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp)

※1. このメールは、当館の在留届け及びメールマガジン、たびレジに登録されたメールアドレスを対象に送信専用アドレスから自動的に配信されています。本件に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いいたします。

[seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp](mailto:seikatsuanzen@dt.mofa.go.jp)

※2. 既にミシガン州、オハイオ州から転出された方については、変更/帰国届の届け出により、本メール配信は停止されます。変更/帰国届の提出については以下のURLをご確認ください（オンラインで在留届を提出されている方は、オンラインで提出ができます）。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>

※3. メールマガジンに登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから「eマガジン」タブを選択し停止手続きをお願いいたします。

[http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](http://www.detroit.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※4. たびレジ簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>